



【重要なお知らせ】

※本書面は何らかのお支払を請求するものではありません。

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2-8-7 福岡ビル 9 階

株式会社ビットマスター 管財人 伊藤 尚

水濡れ注意

← こちらから開いてください

第1回財産状況報告集会の期日変更（延期）のお知らせ

東京地方裁判所令和元年（フ）第8370号
破産者株式会社ビットマスター
破産管財人弁護士 伊藤 尚

令和2年5月20日午後2時00分より、メルパルク東京ホールにて予定をしていた、破産者株式会社ビットマスターの第1回財産状況報告集会（債権者集会）ですが、今般、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発出されたことを受けて、4月20日付で、破産裁判所より

5月20日に予定していた債権者集會期日は変更

するとの決定がされましたので、お知らせいたします。

5月20日にメルパルク東京ホールに行かれても、
債権者集會は開催されませんので、ご注意ください。

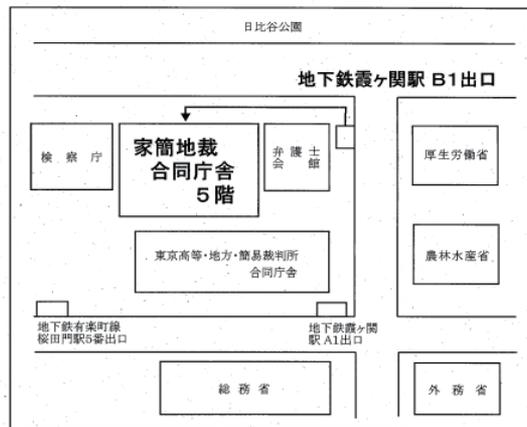
変更後の債権者集會の期日及び場所は以下のとおりです。

令和2年9月9日（水）午後2時～
東京地方裁判所 家簡地裁合同庁舎5階 債権者等集會場1
（東京都千代田区霞が関1丁目1-2） 別紙地図のとおり。

- ※ なお、債権者集會へのご出席は任意であり、欠席しても不利益はありません。
- ※ また、債権者集會での説明事項や配布物は、債権者集會が終了し次第、ご説明したのと同じ内容を、破産管財人のホームページ（<https://bitmaster-kanzai.com/>）上でお知らせいたします。
- ※ 新型コロナウイルス拡散に伴う緊急事態宣言発令以降、当面の間、破産管財人執務室での電話対応を停止しています。その間、お問合せがある場合は、お手紙でお送りいただけますようお願いいたします（体制縮小のため、お返事ができなかつたり、時間を要することがあります。）。

なお、必要な情報があるときは、随時上記破産管財人ホームページに掲載いたします。

債権者集會場のご案内



債権者集會は
家簡地裁合同庁舎5階
債権者等集會場1 で行います。

- ※ 債権者集會への出席は任意です。欠席されても不利益はありません。
- ※ 家簡地裁合同庁舎へ入館する際、所持品検査が必要となり、混雑が予想されますので、出席される場合は、時間に余裕をもってお越しください。
- ※ 駐車施設はありませんので、車による来庁はご遠慮ください。
- ※ 当日の配布物は、同じものを、集會と同日に破産管財人ホームページに掲載します。